

今号の主な内容	
2面	地震ハザードマップを配布しています
3面	東京都シルバーパス一斉更新
5面	新宿シティハーフマラソン 区内在住の方の先行申し込みは8月29日から
8面	新宿クリエイターズ・フェスタ 2014 9月7日まで開催中 ケーブルテレビの広報番組「わたしのまち新宿～四谷～」



しんじゅくコール

☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

ご存じですか

成年後見制度

誰もが地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら金銭管理や福祉サービスを利用するための契約締結など、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

制度には、「法定後見制度」「任意後見制度」があります。利用について、新宿区成年後見センターでご相談をお受けしています。

●すでに判断能力が十分でない



すでに判断能力が十分でない方を支援する「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者を選任し、監督します。

●判断能力はあるが将来のことが心配



将来、判断能力が低下したときに備える「任意後見制度」では、あらかじめ後見を任せたい人と内容を決めて、任意後見契約を締結します。判断能力が低下したときは、契約の相手方が任意後見人として本人を支援します。

新宿区成年後見センターにご相談ください

地域の身近な窓口として、成年後見制度について、電話と窓口で相談をお受けしています。

【相談日時】

月～金曜日午前8時30分～午後5時

●弁護士・司法書士・社会福祉士の専門相談

法律や福祉の専門家が相談をお受けしています。事前に予約が必要です。

【相談日時】▶月曜日…司法書士、▶水曜日…弁護士、▶金曜日…社会福祉士

※時間はいずれも午後1時～2時、午後2時30分～3時30分



新宿区成年後見センター

【所在地】高田馬場1-17-20、新宿区社会福祉協議会内

☎(5273)4522・FAX(5273)3082

☎<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

新たに始めます 市民後見人養成基礎講習



施設を訪問して
被後見人の話を聞く市民後見人

市民後見人は親族や専門家ではなく、地域住民として身近な立場で成年後見活動を行う方です。

区では、26年度から市民後見人養成基礎講習を実施し、市民後見人を養成していきます。講習では、成年後見制度の仕組みや知識、後見人としての心構え、高齢者や障害者に関する制度等を学びます。受講申請書類は事前の説明会(下記)で配布し、書類選考により受講者を決定します。

【日程】11月～27年1月、全6回

【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習等の受講後に市民後見人として活動ができる方(おおむね65歳まで)

【主な内容】▶成年後見制度の基本理念、▶専門職・市民後見人からの実践レポート、▶対人援助の基本、▶成年後見制度にまつわる法制度、▶認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の理解、▶高齢者・障害者に関わる諸制度、▶後見人としてのシミュレーションほか

日程・カリキュラム等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。



●基礎講習受講説明会にご参加を

市民後見人の活動や講習の詳しい内容についてご説明します。市民後見人養成基礎講習の受講を希望する方は、いずれかの日程の説明会に必ずご参加ください。

【日時】▶①9月3日(水)午前10時から、▶②10月2日(木)午後2時から
※2時間程度。2回とも同じ内容

【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】電話かはがき・ファックス(2面記載例のほか希望日を記入)または直接、①は9月1日・②は9月30日(必着)までに地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)3517・FAX(3209)9948へ。各日30名程度。先着順。